平成２３年（フ）第３９０号
京都市伏見区桃山町山ノ下51番地46
債務者　安永　幸代（債務発生時の姓林）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
京都市西京区川島有栖川町94番地の２　Ｎシャンブル304号室
債務者　佐々木純一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
京都市山科区小山西御所町23番地５　すみれマンション105号室
債務者　塩見由美子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
兵庫県姫路市勝原区宮田５番地
債務者　大野　　勲
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１９２９号
広島市安佐南区川内６丁目８番２―204号
債務者　桑原　広美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４６号
広島市佐伯区利松１丁目28番14―504号
債務者　福岡　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１４１号
福岡市早良区西新４丁目８番34―606号
債務者　川上　淳一
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１４２号
福岡市早良区西新４丁目８番34―606号
債務者　川上眞知子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１６０号
福岡市西区石丸１丁目18－４アムール姪浜303号室、住民票上の住所福岡市西区福重３丁目18番16号
債務者　米澤　綾子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２９５号
福岡市博多区美野島２丁目25番３―4201号
債務者　神田　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４０６号
福岡市南区長住３丁目47番206号
債務者　竹田　美華
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５０４号
福岡市早良区室見４丁目２番17―405号
債務者　村田　　綾
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目２番８号
債務者　森行　　司
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７５号
福岡県糟屋郡志免町志免３丁目12番６号
債務者　後藤　　勉
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６０号
福岡県宗像市日の里４丁目19番地９
債務者　津隈　春美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１号
福岡市早良区早良５丁目３番２号
債務者　岩継　祐子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４８号
福岡市博多区石城町３番20―803号
債務者　石原　一彦
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部